

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第5号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金121万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年9月12日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年7月11日

金 融 庁 長 官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、株式の売買を誘引する目的をもって、東京都中央区日本橋兜町2番1号の株式会社東京証券取引所において、別表記載のとおり

- (1) 東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」という。）に上場されている大豊建設株式会社（以下「大豊建設」という。）の株式につき、平成27年3月18日午後2時9分15秒から同日午後2時9分18秒までの間及び同月20日午後0時32分49秒から同日午後0時42分57秒までの間、B証券株式会社を介し、上値売り注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計7万2000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計3万8000株を買い付け
- (2) 東証第一部に上場されているJUKI株式会社（以下「JUKI」という。）の株式につき、同年4月3日午前10時31分44秒から同日午前10時35分14秒までの間、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計7万8000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計4万株を買い付け
- (3) 東証第一部に上場されている東洋エンジニアリング株式会社（以下「東洋エンジニアリング」という。）の株式につき、同年5月18日午前9時50分52秒から同日午前9時57分29秒までの間及び同月19日午前9時34分19秒から同日午前9時36分9秒までの間、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計24万8000株の売付けの委託を行う一方、同株式合計10万8000株を買い付け
- (4) 東証第一部に上場されている極東貿易株式会社（以下「極東貿易」という。）の株式につき、同年6月9日午前10時0分33秒から同日午前10時8分54秒までの間、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計13万株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計1万2000株を売り付ける一方、同株式合計4万2000株を買い付け
- (5) 東証第一部に上場されている株式会社マツモトキヨシホールディングス（以下「マツモトキヨシホールディングス」という。）の株式につき、同年6月22日午前11時9分46秒から同日午前11時13分41秒までの間、B証券株式会社及びD証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計7800株の売付けの委託を行う一方、同株式合計6000株を買い付け

もって、自己の計算において、大豊建設、JUKI、東洋エンジニアリング、極東貿易及びマツモトキヨシホールディングス各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及びその委託をしたものである。

(別表)

違反行為状況

1. 大量建設

(単位：株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
①	平成27年3月18日 午後2時9分15秒 ~ 平成27年3月18日 午後2時9分18秒	B証券	46,000	0	0	0
②	平成27年3月20日 午後0時32分49秒 ~ 平成27年3月20日 午後0時42分57秒	B証券	26,000	0	0	38,000
		合計	72,000	0	0	38,000

2. JUKI

(単位：株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年4月3日 午前10時31分44秒 ~ 平成27年4月3日 午前10時35分14秒		B証券	78,000	0	0	40,000

3. 東洋エンジニアリング

(単位：株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
①	平成27年5月18日 午前9時50分52秒 ~ 平成27年5月18日 午前9時57分29秒	B証券	102,000	0	0	40,000
		B証券	68,000	0	0	68,000
②	平成27年5月19日 午前9時34分19秒 ~ 平成27年5月19日 午前9時36分9秒	C証券	78,000	0	0	0
		合計	248,000	0	0	108,000

4. 種東貿易

(単位：株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年6月9日 午前10時0分33秒 ~ 平成27年6月9日 午前10時8分54秒		B証券	62,000	0	0	30,000
		C証券	68,000	0	12,000	12,000
		合計	130,000	0	12,000	42,000

5. マツモトキヨシホールディングス

(単位：株)

違反行為期間		証券会社	委託株数		売買株数	
(始期)	(終期)		売付	買付	売付	買付
平成27年6月22日 午前11時9分46秒 ~ 平成27年6月22日 午前11時13分41秒		D証券	0	0	0	6,000
		B証券	7,800	0	0	0
		合計	7,800	0	0	6,000

(別紙2)

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第7項、第159条第2項第1号、第176条第2項、
金融商品取引法施行令第33条の12第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

(3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙3のとおり。

(別紙3)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 大豊建設株式の取引①について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(637円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量20,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、0株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量が0株であることから、0円及び

イ 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(20,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(0株)を超えていることから、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格(595円)に当該超える数量20,000株(20,000株－0株)を乗じて得た額を控除した額

$$(637円 \times 20,000株) - (595円 \times 20,000株) \\ = 840,000円$$

の合計額840,000円となる。

2. 大豊建設株式の取引②について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(624円)で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量38,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、38,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(38,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(624円 \times 38,000株) - (623円 \times 30,000株 + 624円 \times 8,000株) \\ = 30,000円$$

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額30,000円となる。

3. JUKI株式の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（379円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量40,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、40,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（40,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(379 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株}) - (378 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} + 379 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株})$$

$$= 30,000 \text{ 円}$$

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額30,000円となる。

4. 東洋エンジニアリング株式の取引①について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（336円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量40,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、40,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（40,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(336 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株}) - (334 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株})$$

$$= 80,000 \text{ 円}$$

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額80,000円となる。

5. 東洋エンジニアリング株式の取引②について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第17

4条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（320円）で売付け等を自己の計算においてしたものとなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量68,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、68,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（68,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(320円×68,000株)－(319円×68,000株)
＝68,000円

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額68,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、60,000円。

6. 極東貿易株式の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、実際の売付け等の数量12,000株に、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（350円）で売付け等を自己の計算においてしたものとなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量30,000株を加えた42,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、42,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（42,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
(347円×12,000株＋350円×30,000株)
－(346円×20,000株＋347円×22,000株)
＝110,000円

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額110,000円となる。

7. マツモトキョシホールディングス株式の取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、法第174条の2第7項及び金融商品取引法施行令第33条の12第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格（5,260円）で売付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで売付けをしている当該有価証券の数量6,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、6,000株であることから

ア 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（6,000株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$(5,260円 \times 6,000株) - (5,250円 \times 6,000株)$$

$$= 60,000円$$

及び

イ 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額60,000円となる。

8. 上記1ないし7により算定した額の合計

$$840,000円 + 30,000円 + 30,000円 + 80,000円 + 60,000円 + 110,000円 + 60,000円$$

$$= 1,210,000円となる。$$